

# 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定取消しについて

下記の事業者について、介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項に基づき指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しますので、お知らせします。

記

## 1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社イーリス（所在地 本店：東京都中央区 支店：福島市蓬萊町）
- (2) 代表者 代表取締役 渋谷明日香

## 2 事業所名称、所在地及び取消対象となるサービス

- (1) 事業所名称  
ア 指定訪問看護事業所 訪問看護ほうらいステーション  
イ 指定介護予防訪問看護事業所 訪問看護ほうらいステーション
- (2) 所在地 福島県福島市蓬萊町3丁目11番6号
- (3) サービスの種類 訪問看護及び介護予防訪問看護

## 3 指定取消年月日 平成28年3月17日

## 4 指定取消理由

- (1) **不正の手段による指定申請**（介護保険法（以下、法という）第77条第1項第9号及び法115条の9第1項第9号）  
当該事業所で勤務することを了承しておらず、勤務する予定のない者を、常勤の看護職員として勤務する予定であると記載した虚偽の勤務表を作成して指定申請を行い、指定を受けた。
- (2) **監査時の虚偽報告**（法第77条第1項第7号及び法第115条の9第1項第6号）  
平成27年12月11日他に行った監査において、平成27年3月から12月11日までの間、常勤の看護職員3名を配置していなかったにも関わらず、常勤の看護職員3名を配置しているとの虚偽の報告を行った。
- (3) **介護報酬の不正請求**（法第77条第1項第6号）  
指定訪問看護は看護師等（准看護師を除く）が作成した訪問看護計画書に基づき提供しなければならないが、無資格である准看護師（平成27年7月から雇用した者）の指示により作成した訪問看護計画によりサービスを提供し、平成27年7月から11月までの間、3名の利用者に対して、40件、222,190円（うち保険給付費199,971円）の介護報酬を不正に請求した。